広報 たかのす

発行所
（秋田県）
鷹巣町役場町長室
電話 ㈹550番 直通42番
印刷所 秋北新聞社

私達の選挙権を行使する日

知事、県議選挙投票日
4月17日
鷹巣町長選挙投票日
4月30日

町議会

三月定例会おわる

＝予算説明と一般質問など＝

昭和三十八年第二回三月定例町議会は三月十一日役場に招集され、提案された新年度予算など審議のため会期を二十八日までの十八日間と決め、日程により、町長から新年度予算の概要を説明、続いて一般質問に入りました。

町長の説明要旨

昭和三十八年度予算は、充分検討の上、総額二億五百万円とした。

その内容は四六・五％にあたる九千六百十三万円が人件費、必要欠くべからざる経常費は、八千百万円、二千七百七十万円の事業費のうち、補助、起債等を除く実質町費支出は九百七十一万五千円が事業費ということになっているが、町財政上やむを得ないのである。

次に事業予算には、農業立町の面から畜産上の整備を急ぐため、家畜共済組合の「繁殖障害防止」「診療所畜舎増設」「家畜市場の充実と事務所移転」を計ること、郡の中心地として今後官公署の強化や、一般住宅難を解消のため公営住宅の建築費として五百万円を計上したのが、目立つ位の事業となったのが遺憾である」

この説明について十議員から次の一般質問が行なわれました。

〔一般質問〕

①合併後の新農村建設事業の現況について
②昭和三十八年度各小、中学校の教育施策について
③鷹巣町条例のうち改廃必要のものなきや
④私立保育所の問題について
⑤七日市地区の小中学校の統合問題について
⑥教育委員会における今後の教育行政について・
⑦公民館活動の一端について
⑧高校行政と普通教育行政について
⑨町営造物の管理方について
⑩農業構造改善事業の進めかたについて 、
⑪予算と決算について
⑫町民税の賦課について
⑬昭和三十八年度における土木事業について
⑭今年度の施政方針をうかがいたい
⑮農協の合併について
⑯塵芥処理について
⑰幼児の遊具について
⑱七日市診療所について
⑲公民館の運営について
⑳学校統廃合について
(21)町として保育所の新設の考えはないか
(22)請願、陳情の採択されたものに対する考え方について
(23)町財政の考え方と行政について
(24)中央公民館の充実計画と社会教育活動について
(25)町勢振興に必要な重点施策について
(26)学区編成の基本方針についての教育委員会の見解
(27)新町建設計画及び昭和三十七年度予算の執行状況と町財政の実状について
(28)町有営造物備品等の新設維持管理について
(29)商工に関する町の機構拡充について
(30)渡舟について
(31)町財政について
(32)商工業者育成対策とこれに対応する役場事務態勢強化について
(33)都市計画を施行した跡始末について
(34)公民館活動を通して青年会、婦人会等の助成対策について
(35)通学費の補助について

【三月定例町議会】

以上三十五項目にわたる一般質問に対し町長、助役、教育長、各課長はおよそ次のような答弁をしました。

〔町財政について〕

恒久的なあるいは年次的財政の蓄積は必要と認めるが仮りに一億を目標に年間一千万づつ蓄積したとしてもたいした金額とならないのみならず現在の財政事情では実質九百七十万円の事業費をこれに回わせば事業ストップ状態となる。又職員の減員は事務の分量から見て不可能であり且つ公務員の権利を有する故に町費の都合による解職は困難である。

〔学校関係〕

中学校の統合については過去において三校に統合したおかげで、地域格差が解消され学力も向上した。

綴子小学校は新築の段階に来ているが、糠沢分校との統合や学区の整備など、総合的合理的に検討する必要がある。また七日市地区の中学校統合については今年度は強いＰＲの年とし、地元の世論がその方向であれば予想以上に早く実現する可能性はある。

学区編成については時間をかけて検討したい。

〔社会教育と公民館開係〕

社会教育センターである中央公民館には現在設備がないので調理室や小会議室を整備し天井を張り替えるため二百五十万円の予算計上している

〔農林関係〕

先に新農村建設で設備した例えば催芽所などの設備が充分活用されていない点についてご指摘のとおりで今後活用方について関係部落に呼びかけたい。農業構造改善事業の趣旨が末端に浸透しておらないということ指摘も、町としては農業関係の諸会合ごとにＰＲし、又は関係部落に出向いて説明を為したが今後も色々な方法を研究してＰＲに努力したい。

〔幼児教育と保育所関係〕

幼児教育は重要であるが保育所と幼稚園は根本的に違うこと。保育所は児童福祉法により保育に欠ける児童を町長の責任において措置するものであり旧町部は該当者が多いが他は該当者が非常に少ないので経営上何処でもと云うわけには行かない。幼稚園は学校教育の準備のためのものである

〔七日市診療所について〕

七日市診療所は医師がみつからないので、厚生連の北秋中央病院に依託交渉中で契約の段階まで行っているが契約が出来次第提案したい。

〔商工関係〕

商工関係の事務量は事務報告にみられるように、少なく現在の機構内でその機能を充分発揮するよう配慮したい…

以上一般質疑の概要でありますが、提出可決された議案とその説明は次号で説明したいと思います

あなたの一票を有効に

選挙人名簿 必らず縦覧を

今年は数多くの選挙が行なわれます、すなわち四月十七日は県知事、県議会議員の同時選挙、四月三十日は鷹巣町長の選挙となっております。これら選挙の当日、投票をできるのは昨年九月十五日現在で委員会が調製した基本選挙人名簿に登載されている有権者のみであり、この基本名簿に登載されておりませんと、貴重な国民としての権利を行使することができなくなります。委員会は、この基本名簿の調製にあたっては特に慎重を期しておりますが、絶対まちがいないとは断言できません、また刻々と選挙資格を取得する所有権者を把握する方法にも欠けております。

新有権者と名簿脱洩者のために

選挙が行なわれる場合において基本名簿に登載されていない者、すなわち脱漏者と基本名簿調製後に新たに選挙権を取得した新有権者となった方とを登載してこれらの方々に投票の機会を与えようとするために調製されるのが補充選挙人名簿の制度であります。

この補充名簿は基本名簿と異なりあくまでも選挙人の申請により調製されるのであって、この申請の届出がない限り補充名簿に登載されないことになっておりますから注意が必要です。

また基本名簿に登載されているかどうかを知るため補充名簿の登載申請期間中この基本名簿を鷹巣町役場及び各支所に閲覧することになっておりますから念の為ごらんになって下さい。

（一） **県知事・県議会議員**については次のとおりです

◇調製現在期日＝四月三日
◇登録申請届出期間＝四月四日から四月七日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで
◇調製期限＝四月十日
◇縦覧及び異議申出期間＝四月十一日から四月十三日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで
◇異議決定期限＝四月十四日
◇確定期日＝四月十五日

（イ） 年令要件
昭和三十八年四月三日で年令満二十才に達する者（昭和十八年四月四日以前の出生者）

（ロ） 住所要件
昭和三十八年四月三日現在で、その日まで引続き鷹巣町の区域内に三カ月以上住所を有している者（昭和三十八年一月三日から引続き町内に住所を有している者）

（ハ） その他欠格事由に該当しなくなったもの及び該載者でその後登録される資格を有するに至った者、並びに基本名簿から脱漏されている者等はこの補充名簿の登録申請書を届出しなければなりません。

町長選挙について

（二） **鷹巣町長選挙**については次のとおりです。

調製現在期日＝四月二十三日
登録申請届出期間＝四月二十三日から四月二十四日まで、毎日午前八時三十分～午後五時まで
調製期限＝四月二十五日
縦覧及び異議申出期日＝四月二十六日午前八時三十分から午後五時まで
異議決定期限＝四月二十七日
確定期日＝四月二十八日

（イ） 令年要件 、
昭和三十八年四月二十三日で年令満二十才に達する者（昭和十八年四月二十四日以前に生れたもの）

（ロ） 住所要件
昭和三十八年四月二十三日現在でその日まで引続き鷹巣町の区域に三ケ月以上住所を有している者（昭和三十八年一月二十三日から引続き町内に住所を有している者）

（ハ） その他については、①県知事、県議選についての（ハ）に同じです。

（三） 補充名簿登録申請書を届出する場所

役場内の選挙管理委員会又は支所内にある当委員会出張所でそれぞれ受付用紙を用意してありますから、印鑑持参の上その場で記入して届出下さい。又この受付時間は毎日午前八時三十分から午後五時までとなっております。

選挙ポスター掲示する前に

その注意三つ

①選挙法の改正により県知事の選挙には公営によるポスター掲示場が一投票区に一ケ所設置されることになり三月二十三日県知事選挙の告示と同時に掲示されております。

県議会議員選挙の候補者はこの掲示場に掲示されないので充分注意されたい。

②電信電話公社の所有する電柱又は支柱の掲示は許可しない旨東北電信電話局長より通知あったので注意されたい。

③東北電力ＫＫの電柱掲示は候補者と確約書を交換し掲示承託印あるもののみ掲示できるので事前に大館営業所に連絡されたい旨当選管に通知あったからおしらせします。

大麻（アサ）の栽培は届出制です

アサを栽培しょうとする者は法によって届出が必要です。届出なく栽培すると罰せられることがありますから必ず届出下さい。

届出は四月十三日まで印鑑、手数料五〇円持参の上栽培する番地、その面積、栽培者の住所氏名年令をメモし最寄の支所又は役場農林課においで下さい、申請用紙は用意してあります。

鷹巣町農業共済組合役員決まる

鷹巣町農業共済組合では三月十七日任期満了にともない役員の選挙を行ないましたが当選者が次のとおりきまりました。

▽理事＝藤島茂治（綴子）畠山久孝（七日市）長岐富治郎（七日市） 武藤完一（綴子） 村上徳三郎（綴子）武田忠一（七座）藤田由太郎（七座）花田彦夫（沢口）小坂保雄（栄） 大川利一（鷹巣） 佐藤捨松（坊沢）高坂又造（坊沢）村上儀八郎（栄）小塚勝美（沢口） 河田秀雄（鷹巣）
▽監事＝橋本孫蔵（七日市） 出川与一郎（綴子）佐藤金治郎（沢口）

綴子診療所から

綴子診療所の小玉先生が退職しましたが、その後任医師として戸島先生（福住町）が出張診療をすることになりました。診療日は毎週火、木、土曜日の三日間で午後一時より五時までとなっており、みなさんの健康管理のため従来に増してご利用下さい。

町辞令

三月十二日付
藤島　源
技術吏員に任命する
綴子診療所勤務を命ずる
運転手を命ずる

三月三十一日付
綴子診療所
医師　小玉真夫
願いにより退職を命ずる

広報は、家族みんなで読みましょう

保育所と幼ち園

特徴と目的について

最近経済成長に呼応し、年少労働力の話題が多くなっております。いくら機械化や合理化されても、それを運用するのは人であり、それだけに最近は高度の技能を要求されております。しかし、家族計画の普及と家計に対する合理主義とでもいえましょうか、子どもの数を少く産み、そして健全に育てようという機運が現在の社会情勢なようです。そのため、おのずと幼児教育幼児保育に対する、世の親ごさんも熱意が入ろうというものです。数年前までは話題にずらならなかった保育所に対する関心も、にわかにクローズアップされ、三月定例町議会でも、二議員から質問されております。しかし、保育所制度について更に充実した理解をいただくため、この問題にスポットを当てみなさんの理解と参考に供したいと思います。

母親役が保育所
家庭教師役は幼稚園

現在就学前の幼児教育、保育のための制度上の施設としては幼稚園、保育園、乳児院を上げることが出来ると思います。

幼稚園は、その歴史も長く、充分ご理解いただいているとおり、就学前二年より社会的家庭的な教育を行なう場だと理解しております。それに比較し、保育所制度は、昭和二十二年公布施行された児童福祉法によって公的にその存在が認められるようになりました。児童福祉法によると、児童は社会の一員として尊重されることになっており、他の福祉法が国がその福祉向上に責任を持っているのに比べ、児童福祉法は国と地方公共団体が共同して、その福祉につとめることになっております。

次に、保育所と幼稚園の相違点についてそのおもなものを研究してみたいと思います。幼稚園はその入園資格は、年齢、定員、健康状態などで入園基準が決まると思いますが、保育所は保育に欠ける児童であれば〇歳より（施設完備あれば）入園でき、しかも保育に欠ける児童がいなければ必ずしも定員を充足する必要がないこと。

幼稚園が文部省所管で学校教育法によっているが、保育所は厚生省管で児童福祉法になっている、入園の許可（措置）は幼稚園の場合その設置者が決めるのに保育所は町立、私立をとわず町長が許可（措置）することになっている。

幼稚園の運営はそのほとんどが授業料と寄付金、その他で賄なわれているかと思われるが、保育所は国できめた保育料以外の経費はその十分の八は国、十分の一は県、十分の一は町で負担しなければならないことに法で定められております

以上その相違点のおもなものをのべましたが、保育所についてもう少し詳しく述べてみたいと思います。

保育所に入れる児童とは

保育所に入れる児童は法二十四条に規定されておりますが、運用上において次のように定められております。

①居宅外労働

児童の母親が日中居宅外で労働することを常態としているため、その児童の保育に当たることができないと認められる場合

②居宅内労働

児童の母親が日中居宅内で児童とはなれて、日常の家事以外の労働をすることを常態としているため、その児童の保育ができず、かつ同居の親族、その他の者が、その児童の保育に当たることができないと認められたる場合、ただし、父親がその業に従事しており、かつそのため使用人がいる場合を除く。

③母親のいない家庭

母親の死亡、行方不明等の理由により、母親がいない家庭であって、かつ同居の親族その他の者が、その児童の保育に当ることができないと認められる場合。

④母親の出産

母親が出産の前後であり又疾病の状態にあり、若しくは心身に障害があるためその児童の保育ができず、かつ同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。

⑤疾病の看護

その児童の家庭に長期にわたる疾病又は、心身に障害のある者があり、母親が居宅内又は居宅外で常時その看護に従事しているためその児童の保育ができず、かつ同居の親族その他の者が、その児童の保育に当たることのできないと認められる場合。

⑥家庭の災害

火災、風水害、地震の災害によってその児童の居室を失い、又は居宅を失なわないが破損した場合において、その復旧のため、その児童が保育できない場合。

以上これを措置基準の六項目と呼んでいるが、この基準にあてはまらない児童は措置（許可）されません。

一般分徴収金基準額表　（第一表）

（4月以降　保護者負担 保育料）

階層	区　　分	3歳以上	3歳未満
A階層	被保護世帯	0	0
B　同	民税非課税世帯	0	0
C1同	民税均等割世帯	500	700
C2同	民税の所得割 5,000円未満の世帯	700	900
C3同	同 5,000円以上の世帯	900	1,100
D1同	所得税3,000円未満の世帯	1,300	1,600
D2同	所得税3,000円以上の世帯	金額（約2,200円）予想	最低2,000

入園後児童一人に要する経費

（一）三歳以上＝一、八八〇円（四月以降二、二〇〇円程度予定）

（二）三歳未満＝二、九一〇円（四月以降三千円以上予想される）

当町には公認された綴子鷹巣保育園の二施設がありますが、これに要する年間所要額は、およそ三百十万円で、このうち保育料が五十万円、国の分担金二百八万円、県と町が二十六万円ずつ分担を必要とされております。

なお、四月以降改正が予想される点は次のとおりとなっている。

①現行の級地区分のうち、「丙地域」が「乙地域」に格上げされて、「丙地域」が廃止されること。

②保育単価を現行より二〇〇円～三〇〇円程度増額となる。

③施設職員の待遇改善が図られること。

④入所児童の給食費、保育費が第一表のとおり改訂されること。

⑤現行の徴収基準（保育料表）が全面改正となり、新たに固定資産税の額が四千円以上の場合には第一表に第二表が加算され追加徴収金が付加されることとなること。

（4月以降1人に要する必要経費の内訳）

区分＼単価	年齢区分	現行単価	改訂後	差増
給食費	3歳未満	38円06銭	43円70銭	5円54銭
	同　以上	13，17	15，12	1，95
間食費	3歳未満	—	—	—
	同　以上	3，00	3，00	0
保育費	同　未満	5，77	7，05	1，28
	同　以上	5，09	6，22	1，13

附加徴収金　（第二表）

階層区分	前年度固定資産税の課税額	3歳以上	3歳未満
C1階層	4，000円以上	200	200
C2　同	6，000円以上	200	200
C3　同	8，000円以上	400	400
D1　同	10，000円以上	（保）−1.300	（保）−1.600

（注）（保）とは基準額表のD2の階層を示すこと。

話題になっている公共団体で新設保育所を新築する場合の国、県の補助は基本額が一四〇万円で、国が二分の一……七〇万円、県は国の二分の一……三十五万円で、国、県の補助額は百五万円となっており、新設には五～六百万円が必要とされております。

公立の保育所には義務負担の外に一人に対し年間、一万円程度の持ち出しが必要というのが大かたのみかたです。それで、先にも述べましたが、保育所に入園出来る措置児童は実務上からみて、旧鷹巣地区はどう推移するかわかりませんが農村部は児童不足に加えて措置基準に符号する児童が何人いるかが、今後の保育所として進むか幼稚園として進むかの問題点となるのではないでしょうか。

以上説明不充分な点もあろうと思いますが、何かの参考になれば幸いです。

☆

☆

公明選挙は選挙人のほこり

違反には良識の目を光らせて

こんな運動も選挙違反になります

選挙が始まり、選挙運動ができるようになっても次のような運動は違反となります。

買収、供応

○有力者多数を料亭に招いて投票たをのみ、酒食をふるまったもの。

○運動員が後援会結成の名目で、有権者を自宅に招き酒食をふるまい、席上候補者があいさつしたもの。

○タバコを知人にくばり、あけてみたら百円札が入っていたもの。

○碁会の参加賞を候補者の名前でくばったもの。

戸別訪問

○候補者の知人が各戸をまわって投票をたのんであるいたもの。

○選挙のポスターをはる承諾を求めることを口実に候補者の員運動が各戸をまわったもの。

○何人かで手わけして一人が一戸だけを訪問することにし、これを毎日つづけたもの。

○訪問先の家の中に入らずわざと庭先や軒先に呼び出して投票をたのんであるいたもの。

飲食物の提供

○通行人を選挙事務所に呼び入れ酒や食事をふるまったもの。

○陣中見舞として酒や果物を選挙事務所へ贈ったもの

連呼

「〇〇党公認候補者〇〇よろしくお願いします」とくりかえし呼んでまわったもの。

○「〇〇がごあいさつにまいりました」などとくりかえし呼んであるいたもの。

○動いている自動車のうえから演説したもの。

文書の配布

○選挙用の表示のないはがきで投票をたのんだもの。

○候補者の知人等が自分の知人多数に手紙で投票をたのんだもの。

○選挙事務所の移転を口実に案内状を多数郵送したもの。

○候補者の氏名や経歴などを書いたビラを新聞に折込んだもの。

○選挙運動のビラやチラシ多数を街頭で手渡したり、各戸の郵便受けに入れたりしたもの。

○候補者を支持する組合の機関紙の号外という名目で選挙運動の文書を沢山くばったもの。

文書の掲示、回覧

○室内用と称して検印のないポスターを人のよく集まる会場などにはったもの。

○候補者の各前や政見を大書した看板を街頭にたてたもの。

○選挙用のはがき、文書ポスターなどを回覧板にして回覧したもの。

選挙の種類	不在者投票のできる期間	同上時間
県知事選挙	自三月二十三日 至四月十六日	上記の期間中毎日午前八時三十分から午後五時までとする。
県議会議員選挙	自四月二日 至四月十六日	
町長選挙	自四月二十三日 至四月二十九日	

不在者投票をしようとする選挙人はそれぞれの証明書、印鑑等持参して役場内選挙管理委員会に直接おいで下さい。

一票もムダなく

不在者投票をぜひ

不在者投票制度は、選挙の当日正当な理由によって投票所に行って投票することができない選挙人のため投票日の前にあらかじめ投票する方法を与えようとする制度であります。

不在者投票のできる者は基本選挙人名簿か、補充名簿に登載された選挙人で次の各号に該当する者に限られております。

①選挙人が鷹巣町以外の市町村で職務又は業務に従事中であること（この場合選挙人が従事している職場、若しくは業務に係る官公署会社、事業所などの長又はその代理者の証明が必要）

②選挙人がやむを得ない用務又は事故のため鷹巣町以外に旅行中又は滞在中であること。この場合①の発行権者の外、医師、助産婦、市町村長の証明が必要である

③選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具、苦しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であること（医師、歯科医師、助産婦の証明書。但し国又は県で指定している病院、いわゆる指定病院に入院中の患者については、その病院長が不在投票管理者になっておるので、その病院内で不在者投票ができることになっております。鷹巣周辺の指定病院は北秋中央病院、公立大館病院、公立米内沢病院、大館労災病院、花岡鉱山病院等で、郡内でもこの外数ヵ所あり、療養所、及び保養所なども指定になっております）

⑤選挙人が鷹巣町以外の市町村、県内に居住中であること（市町村長の証明が必要である）

不在者投票の出来る期間

はその選挙の期日の告示の日から、選挙の期日の前日までとなっております。

優良赤ちゃんを表彰

未熟児育てた母親も

第八回町内赤ちゃんコンクール表彰式は、三月十六日役場会議室で開かれました。対象者は三十六年に生まれた約四二三名で、コンクールに参加した赤ちゃんは三四六名となっている

当日表彰された赤ちゃんとお母さんは次のとおり。

佐々木求（南鷹巣）福司秀俊（学校通）簾内哲哉（今泉）山本英幸（北新町）佐藤友子（坊沢）越後屋智行（掛泥）平野敏彦（西旭町）久留島厚子（岩脇）福原康夫（駅前）相馬貴人（上舟木）武田晃（栄町）藤野義則（舟場）小野清隆（太田）津谷美由樹（西旭町）津谷真奈美（西横町）一関わかば（末広町）山崎浩徳（材木町）佐藤博幸（小田）佐川誠（学校通）成田弘樹（田中）相馬勝（東横町）佐藤みき子（東横町）佐藤裕（新旭町）畠山恵（高森岱）長崎一美（西住吉町）

（上位入賞者）

▽人工栄養児母親表彰者

福士麗子（学校通）佐藤サト（坊沢）

▽未熟児母親表彰者

広松タツ（南鷹巣）成田アヤ（岩谷）